理事長就任予定者選出に関する細則

（目的）

第１条 この細則は、定款の規定に基づき、理事長就任予定者選出に関し、必要な事項について定める。

（選出方法）

第２条 理事長就任予定者は選挙により選出された選挙理事就任予定者の互選により選出する。

（選挙の方法）

第３条 選挙は郵送もしくは電磁的方法を用いて行い、次の各号に従う。

（１） 理事長就任予定者の選挙は現理事長の指示で実施する。

（２） 選挙にあたっては現理事長が評議員２名以上に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。

（３） 投票は単記無記名投票とし、電磁的方法の場合は１名を選択する。

（４） 選挙理事就任予定者の４分の３以上が投票しなければ議決することができない。

（５）以下の投票は無効とする。

１）郵送の場合は正規の用紙、電磁的方法では正規のフォーマット等を用いないもの。

２）選挙理事就任予定者以外の氏名を記載したもの。

３）複数の氏名を記載したもの。

４）判読不能なもの。

（６）当選者の確定は次の各項に従う。

１）郵送または電磁的方法のどちらの場合も選挙管理委員の立ち合いのもと、開票を行う。

２）有効得票数がもっとも多く、かつ過半数のものを理事長就任予定者とする。

３）有効得票数１位の候補者の得票数が過半数に至らない場合は、有効得票数１位と２位の候補者で決選投票を行う。決選投票を行う際に得票数が同じ者があれば、これを加えて３名以上において投票を行う。

４）決選投票で最多数の得票者が理事長就任予定者となる。決選投票で白票が最多得票を上回る場合であっても、最多数の得票者が理事長就任予定者となる。

５）決選投票で１位が同数の得票となった場合は、再投票を１度だけ行う。再投票でも同数の得票となった場合は、抽選により決定する。

（改定）

第４条 この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2005 年 10 月３日から施行する。

この改定は、2014 年１月１日から施行する。

この改定は、2014 年８月 11 日から施行する。

この改定は、2018 年５月 28 日から施行する。

この改定は、2021 年２月 11 日から施行する。

この改定は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

この改定は、2023 年12月15 日から施行する。